第１回　がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関する
ワーキンググループ

資料3

がんゲノム医療の提供体制について（案）

厚生労働省

がんゲノム医療の提供体制に係る論点（案）

1. 指定要件に係る論点

① がんゲノム医療中核拠点病院等の要件の明確化及び実態に合わせた修正（資料4）

- 登録するゲノムデータ： FASTQ/BAM並びにVCF/XMLの２種類
- 登録する臨床項目： 中核拠点病院連絡会議が定める項目
- 遺伝カウンセリングの件数： 遺伝性腫瘍に係る実績を問う
- 中核拠点病院あるいは連携病院のいずれかのみに記載されていた要件　等

② がんゲノム医療拠点病院の要件の考え方（資料3，4）

原則として、以下のようにしてはどうか。

- がんゲノム医療提供体制については、中核拠点病院と同等の要件とする
- 人材育成、治験・先進医療については、連携病院と同等の要件とする

③ がんゲノム医療中核拠点病院等の適切な連携体制について（資料3）

- 医療提供体制に関して、連携病院は、エキスパートパネルを開催する主に１箇所の中核拠点病院又は拠点病院と連携する
- 人材育成、治験・先進医療等に関して、中核拠点病院が中心的な役割を担う

④ 実績要件の基準（資料4）

- 遺伝カウンセリングの実施件数
- 治験や先進医療への登録件数

がんゲノム医療の提供体制に係る論点（案）

2. 指定期間・手続きに係る論点

① 指定について

- 質の担保と同時に、地域性も考慮して、拠点病院を指定するべきではないか。

② 指定期間について（資料3，4）

- がんゲノム医療中核拠点病院及び拠点病院の次回の指定期間を、2022年３月31日迄としてはどうか。（その後の期間については、要検討）

その理由としては、主に、以下の２点が挙げられる。

I. 今後、中核拠点病院と拠点病院は連携体制の観点から同時に見直した方が良いこと。

II. がんゲノム医療の進捗が早く、現時点で予想できない事象が発生しうること。

③ 手続きについて（資料4）

- 連携体制の観点から、中核拠点病院が拠点病院及び連携病院との関係性をとりまとめることとしてはどうか。

④ 経過措置について

- 現在、複数の中核拠点病院と連携している連携病院については、2020年３月31日迄に、主に連携する中核拠点病院又は拠点病院を１箇所としてはどうか。

がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割

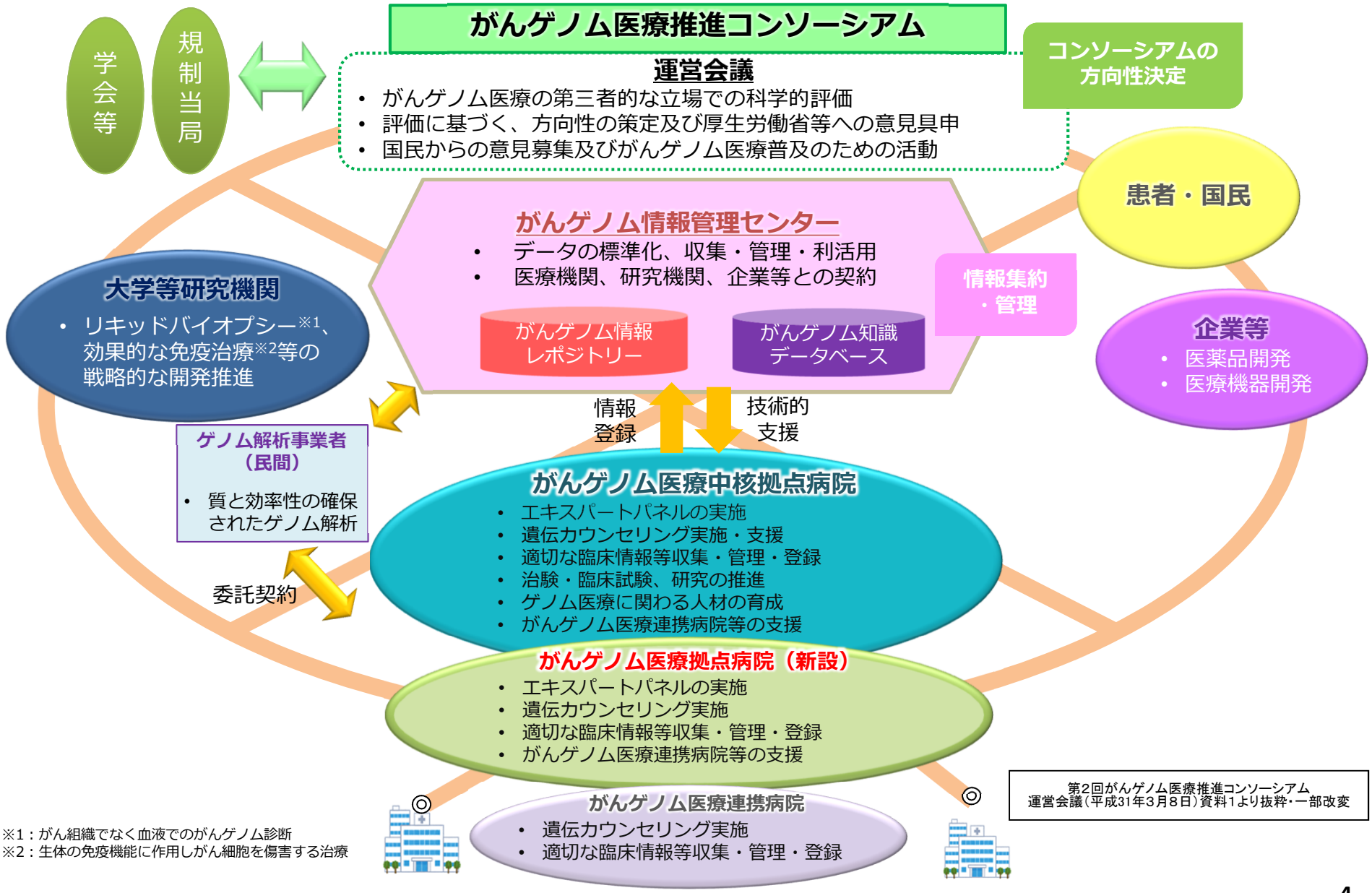

第2回がんゲノム医療推進コンソーシアム
運営会議（平成31年3月8日）資料1より抜粋・一部改変

※1：がん組織でなく血液でのがんゲノム診断
※2：生体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療

今後のがんゲノム医療の提供体制（案）

- がんゲノム医療提供体制においては、中核拠点病院あるいは拠点病院に連携病院が連携する。
- 人材育成、治験・先進医療などにおいては、中核拠点病院に拠点病院や連携病院が連携する。

医療提供体制

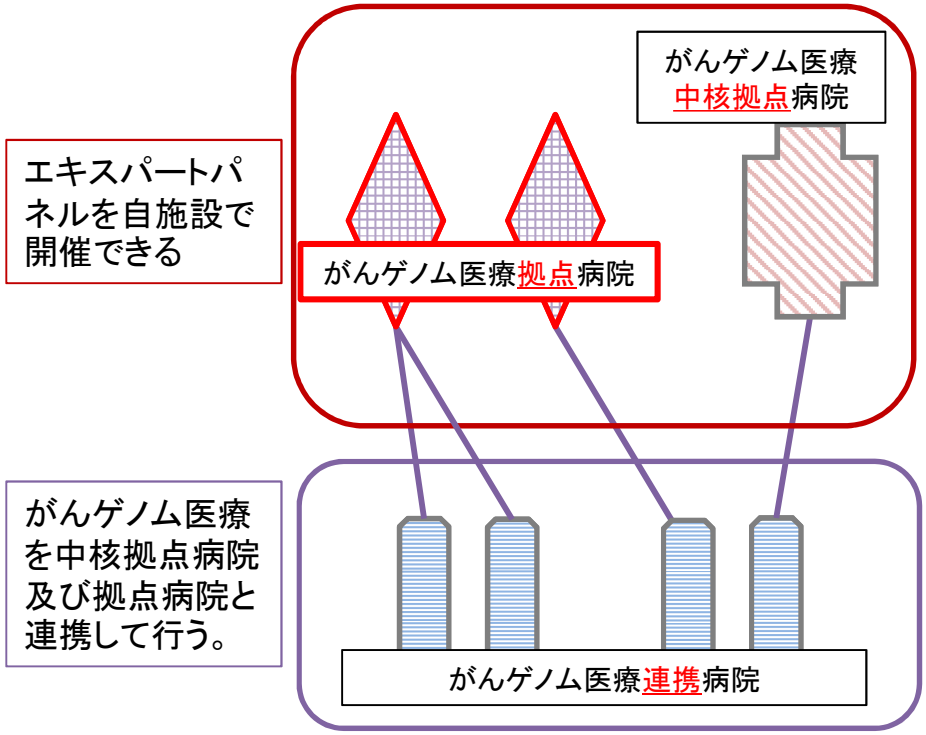

連携病院は、エキスパートパネルを開催する主に１箇所の中核拠点病院あるいは拠点病院と連携する。（但し、経過措置期間を設ける。）

人材育成、治験・先進医療など

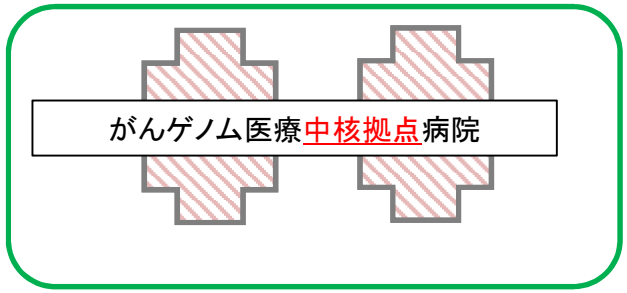

・人材育成
・治験・先進医療の主導
・研究開発
などが求められる。

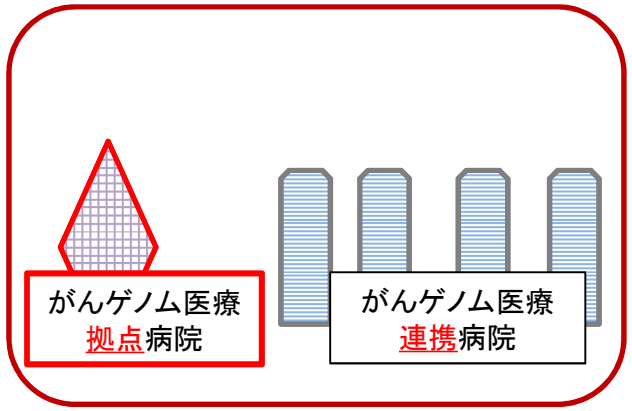

人材育成、治験・先進医療等の連携のあり方について、ご議論いただきたい。

ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう段階的に、全ての都道府県でがんゲノム医療の提供が可能となることを目指す。

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の機能（案）

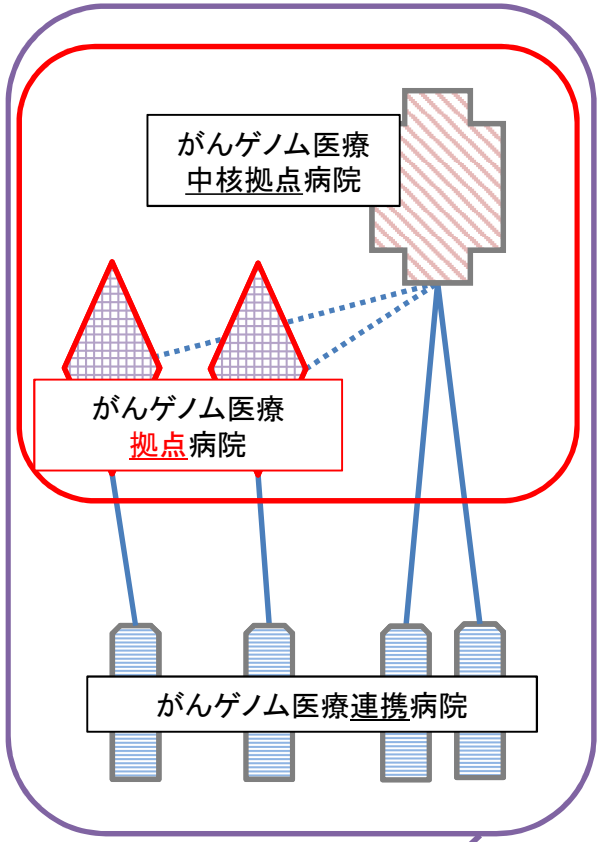

患者説明（検査） 検体準備 → シークエンス実施 → エキスパートパネル → レポート作成 → 患者説明（結果） → 治療

先進医療・治験 研究開発

人材育成

	患者説明 検体準備	シークエンス実施	専門家会議	レポート作成	患者説明	治療	研究開発	人材育成
中核拠点	必須	外注可	必須		必須	必須	必須	必須
拠点（案）	必須	外注可	必須		必須	必須	連携	連携
連携	必須	外注可	中核拠点あるいは拠点病院の会議等に参加		必須	必須	連携	連携

がんゲノム中核拠点病院が、がんゲノム医療連携病院を申請※

※　がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院は、整備指針の要件を満たしていることを確認の上、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を、厚生労働大臣に申請する。

以後、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院からがんゲノム医療連携病院の追加を、1年ごとを目処として厚生労働大臣に申請する。
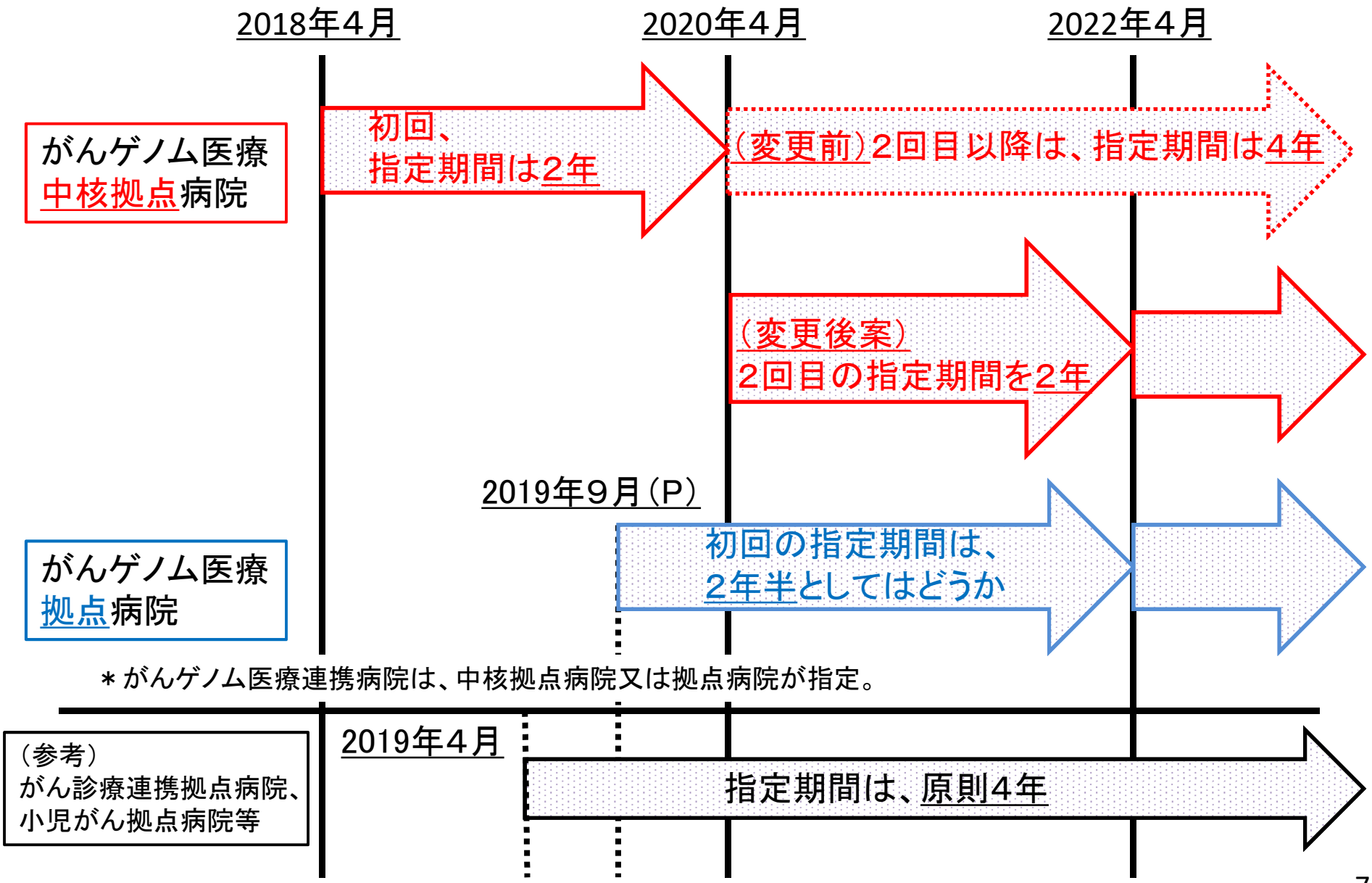
今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の指定期間について（案）